

幼児用椅子 TRIPP TRAPP は果たして著作物なのか

— 「美術の範囲」の解釈の深化を目指して—

弁護士・ニューヨーク州弁護士
九州大学 大学院芸術工学研究院 非常勤講師

木村 剛大



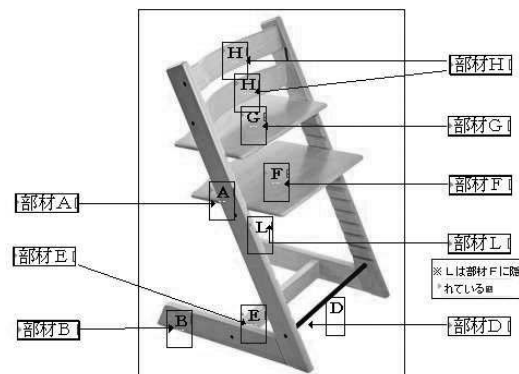
要約

知財高裁は、TRIPP TRAPP 事件控訴審判決において、従来の裁判例と異なり、著作権法により応用美術を広く保護する立場を採用するに至った。しかし、知財高裁は、著作物性をみとすための要件である「美術の範囲」（著作権法2条1項1号後段）をどのように解釈するのか明確に判示していない。「美術の範囲」の解釈こそがこの問題の本質であり、議論を深化させるためには、この文言の解釈の検討が不可欠である。本稿では、本判決を素材として応用美術を巡る議論の現状を概観し、従来の基準と本判決の基準それぞれの問題点を検討した上で、これらの問題点を解消する「美術の範囲」の解釈に関する私見を述べる。

目次

1. はじめに
2. 事件の概要
3. 本判決の判旨
4. 応用美術を巡る議論の現状
5. 本判決の基準の問題点
6. 私見
7. おわりに

図1：トリップトラップ（本判決より）



1. はじめに

本稿では、幼児用椅子 TRIPP TRAPP（以下「トリップトラップ」という。）の著作物性を肯定した知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁（以下「本判決」という。）を素材として、著作権法による応用美術の保護について検討を行う。本判決は、従来の裁判例の傾向と大きく異なる判断を下したことから、注目を集めた事件である。⁽¹⁾そして、本判決の解釈に従うと、権利者側は実用品のデザインに関して著作権に基づく請求をする余地が広がり、また、利用者側は実用品の使用に際し許諾を取得すべき範囲が広がることになるため、実務に与える影響も大きく、本判決を検討する必要性は高いといえよう。

2. 事件の概要

本件は、トリップトラップの権利者である原告（控訴人）のストック・エイエス及びピーター・オブスヴィック・エイエス（以下「X」という。）が、被告（被控訴人）株式会社カトージ（以下「Y」という。）の製造、販売する椅子の形態はトリップトラップの形態に酷似しており、同製品の著作権（複製権又は翻案権）を侵害すると主張した事件である。⁽²⁾

第一審の東京地裁は、応用美術を著作権法で保護するためには、「著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要する」として、従来の裁判例の流れに沿った基準（以下「従来の基準」という。）に従って検討し、トリップトラップの著作物

性を否定した。⁽³⁾

3. 本判決の判旨

本判決は、意匠法との調和を考慮せず、応用美術について他の表現物と同様に表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば創作性がある、として従来の基準と比べ緩やかに著作物性を認める立場をとった点で特色があり、結論としてトリップトラップの著作物性を肯定した。なお、X 製品と Y 製品は類似しないとの理由で著作権侵害は認められていない。

以下、本判決の著作物性に関する判断を紹介する(下線及び(i)などの記号並びに各見出しは筆者による)。

(1) 「美術工芸品」への該当性

「著作権法は、同法 2 条 1 項 1 号において、著作物の意義につき、『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』と規定しており、同法 10 条 1 項において、著作物を例示している。

X 製品は、幼児用椅子であることに鑑みると、その著作物性に関しては、上記例示されたもののうち、(i)同項 4 号所定の『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』に該当するか否かが問題になるものと考えられる。

この点に関し、同法 2 条 2 項は、『美術の著作物』には『美術工芸品を含むものとする。』と規定しており、前述した同法 10 条 1 項 4 号の規定内容に鑑みると、『美術工芸品』は、同法の掲げる『絵画、版画、彫刻』と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解される。

しかしながら、X 製品は、幼児用椅子であるから、第一義的には、実用に供されることを目的とするものであり、したがって、『美術工芸品』に該当しないことは、明らかといえる。」

(2) 本判決の基準

「…いわゆる応用美術と呼ばれる、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物…が、(i)『美術の著作物』に該当し得るかが問題となるところ、応用美術については、著作権法上、明文の規定が存在しない。

しかしながら、著作権法が、『文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と』していること

(同法 1 条)に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもち、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法 2 条 2 項は、『美術の著作物』の例示規定にすぎず、例示に係る『美術工芸品』に該当しない応用美術であっても、同条 1 項 1 号所定の著作物性の要件を充たすものについては、『美術の著作物』として、同法上保護されるものと解すべきである。…

著作物性の要件についてみると、ある表現物が『著作物』として著作権法上の保護を受けるためには、『思想又は感情を創作的に表現したもの』であることを要し(同法 2 条 1 項 1 号)、『創作的に表現したもの』といえるためには、当該表現が、…作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。…

(ii) 応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり、表現態様も多様であるから、(iii)応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」

(3) あてはめ

まず、本判決は、幼児用椅子の市場においても、4 本脚の椅子が比較的多いものと推認できるとし、「…X 製品の形態的特徴は、『左右一対の部材 A』の 2 本脚である点において、特徴的なものといえる。」と認定した。

さらに、本判決は、当時日本国内で流通していた複数の幼児用のハイチェアの構成を検討し、「X 製品は、『部材 A』と『部材 B』の成す角度が約 66 度」で類似製品に比しても、小さく、「また、X 製品は、『部材 A』が『部材 B』前方の斜めに切断された端面でのみ結合され、直接床面に接しているところ」、このような形態は、類似製品には見られないと認定した。

「幼児用椅子としての機能に着目してみると、財団法人製品安全協会作成に係る『乳幼児用ハイチェアの認定基準及び基準確認方法』において、乳幼児用ハイチェアの安全性品質につき、…具体的な形態を指定する記載はない。

また、幼児用椅子という用途に鑑みると、使用する幼児の身体の成長に合わせて座面及び足置き台の高さを調節する必要性は認められるが、同調節の方法とし

ては、…X 製品の形態的特徴における方法…以外にも、ボルトやフック、ねじ等の留め具を用いるなど種々の方法が存在する。

以上に鑑みると、…X 製品の形態的特徴が、幼児用椅子としての機能に係る制約により、選択の余地なく必然的に導かれるものということは、できない。」

「以上によれば、…X 製品の形態的特徴は、(iv)①『左右一対の部材 A』の 2 本脚であり、かつ、『部材 A の内側』に形成された『溝に沿って部材 G (座面) 及び部材 F (足置き台)』の両方を『はめ込んで固定し』ている点、②『部材 A』が、『部材 B』前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約 66 度の鋭い角度を成している点において、作成者である X オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、『創作的』な表現というべきである。

したがって、X 製品は、前記の点において著作物性が認められ、『美術の著作物』に該当する。」

(4) Y の主張 (意匠法による保護との適切な調和)

「Y は、応用美術の著作物性が肯定されるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要する旨主張する。

しかしながら、前述したとおり、応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、(iii)応用美術に一律に適用すべきものとして、『美的』という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。

また、特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。

加えて、(v)『美的』という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何をもって『美』ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものといえる。

Y は、前記主張の根拠として、①著作権法及び意匠

法の重複適用は相当ではないこと、②応用美術とされる商品に著作権法を適用することについては、それによって、当該商品の分野の生産的側面及び利用的側面において弊害を招く可能性を考慮して判断すべきであり、この点に鑑みると、純粋美術が、何らの制約を受けることなく美を表現するために制作されるのに対し、応用美術は、実用目的又は産業上の利用目的という制約の下で制作されることから、著作権法上保護されることによって当該応用美術の利用、流通に係る支障が生じることを甘受してもなお、著作権法を適用する必要性が高いものに限り、著作物性を認めるべきである旨を述べる。

…現行著作権法の成立に際し、…応用美術の保護の問題は、今後検討すべき課題の 1 つに掲げられていたことに鑑みると、上記成立当時、応用美術に関する著作権法及び意匠法の適用に関する問題も、以後の検討にゆだねられたものと推認できる。

そして、(vi)著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり (著作権法 1 条、意匠法 1 条)、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。

加えて、(vii)著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し (著作権法 51 条 1 項)、意匠権は、設定の登録により発生し (意匠法 20 条 1 項)、権利の取得にはより困難を伴うものではあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るという点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることができる。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。

以上によれば、(viii)応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。

…また、応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるため、その表現については、同機能を發揮

し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、(ix)応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものととどまることが想定される。

以上に鑑みると、応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。」

(5) Yの主張（著作権の乱立）

「Yは、美的創作性に重点が置かれていない工業製品一般に広く著作権を認めることになれば、著作権の氾濫という事態を招来する、特に、X製品は、椅子という実用品であり、しかも、…X製品の形態的特徴は、椅子に必須の基本的構成である脚部の形状に関するものであるから、このように創作の幅が制限されたものを一般的に著作物として保護すれば、同一又はわずかに異なる多くの椅子について著作権が乱立するなどの弊害が生じる旨主張する。

しかしながら、著作物性が認められる応用美術は、(x)まず『美術の著作物』であることが前提である上、…その実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を発揮し得る表現でなければならないという制約が課されることから、(ix)著作物性が認められる余地が、応用美術以外の表現物に比して狭く、また、著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものととどまるのが通常であって、Y主張に係る乱立などの弊害が生じる現実的なおそれは、認め難いというべきである。」

4. 応用美術を巡る議論の現状

(1) 「応用美術」という用語の多義性

著作権法上「応用美術」の定義はない。裁判例では本判決も判示するとおり、「実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物」とされることが比較的多い。「応用美術」は多義的であり、本判決も指摘するように、(a)実用品自体、(b)実用品と結合されたもの、(c)実用品の模様として利用されることを目的と

するものがある（下線部(ii)）。さらに、(a)実用品自体も、(a-1)椅子のように機能により表現が制約されるもの、(a-2)フィギュアのように特段鑑賞以外の機能がなく、制約が少ないものに分けられる。⁽⁴⁾

裁判例による保護の傾向も表現物の類型により異なっている。すなわち、平面的な表現物については文字を中心とするデザインのものを除いて比較的保護する傾向があるのに対し、立体的な表現物については保護のハードルは高い。⁽⁵⁾

このように、保護の傾向の異なる様々な表現物を「応用美術」として括り議論することがこの問題を複雑にしているひとつの要因であるように思う。従来の議論を紹介するため、本稿でも応用美術という用語を用いるものの、後述の私見では応用美術か否かを認定する必要はないと考えている。⁽⁶⁾

(2) 文言解釈の位置付け

著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1項1号）と定義される。そして、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」（2条1項1号後段）とは、知的・文化的な包括概念の範囲に属するものと解されている。⁽⁷⁾この文言の意義は、文化振興法である著作権法と産業振興法である意匠法との保護対象を区別する役割を有している点にあると説明される。⁽⁸⁾

応用美術が著作権法の保護対象になるか否かについては、本来的には「美術…の範囲」（以下「美術の範囲」という。）の問題と位置付けられる。⁽⁹⁾もっとも、近時の裁判例では、「美術の範囲」だけではなく創作性とも関連するという理解からか、著作物の例示規定に掲げられる「美術の著作物」（10条1項4号）に該当するかの解釈として扱うものが多い。⁽¹⁰⁾さらに、専ら創作性の解釈をする裁判例もある。⁽¹¹⁾

このように、近時の応用美術を巡る裁判例においては文言解釈の位置付けが明確ではない。

(3) 応用美術の保護の可否

「美術の著作物」に含まれるとされる「美術工芸品」（2条2項）は、壺・壁掛けなどの一品制作の手工的な美術作品と説明される。⁽¹²⁾美術工芸品は実用性を有する応用美術のひとつと理解されている。

「美術工芸品」の解釈については一品制作の美術工芸品と解する見解と一品制作か否かを問わない見解に分かれる。その上で、美術工芸品の規定について、応

用美術を美術工芸品に限って保護することを明らかにしたものと解する限定説とこれを例示と解する例示説が対立する。⁽¹³⁾

もっとも、現在の主流は、美術工芸品について一品制作か否かを問わず、応用美術の保護を「美術工芸品」に限定しない立場とあってよい。⁽¹⁴⁾「美術工芸品」について文言上、制作数の制約はなく、一品制作に限定して解釈する必然性はないであろう。また、「美術の著作物は、美術工芸品を含む」とされているだけであり、これに限定されないとの解釈が文言解釈として説得力を有する。したがって、美術工芸品以外の応用美術も著作権法上、保護されうる。

しかしながら、美術工芸品以外のどのような応用美術が保護されるかは著作権法の規定からは明らかではなく、解釈の問題にならざるを得ない。

(4) 学説の状況

意匠法と著作権法による保護の重なる部分を認める見解が主流である。そして、大きく分けて次の2つの立場に分かれる。⁽¹⁵⁾

ア 非区別説

著作権法の観点から創造性が認められて保護の対象となるものであれば、それが意匠法による保護を受けるかどうかは関係なく著作権法による保護を与える考え方があり。⁽¹⁶⁾本判決はこの見解を採用したはじめての裁判例と整理できる（下線部(iii)）。⁽¹⁷⁾

イ 区別説

著作権法のみ観点からは創造性が認められ、著作権法による保護の対象となり得るとしても、一定の限界を設けて、意匠制度との関係などを考慮して、著作権法の適用をしない部分を認める考え方があり。⁽¹⁸⁾従来の基準を用いるこれまでの裁判例はこの立場に立つものといえる。

(5) 従来の基準の枠組み

表現物を絵画、彫刻などの「純粋美術」と「応用美術」に区分けし、応用美術に該当する場合に著作物性を認めるためには、純粋美術（又は美術工芸品）と同視できる美的特性などの要件を求める基準がこれまでの裁判例では多く用いられている。

もっとも、従来の基準に用いられる用語は様々である。たとえば、純粋美術と同視し得る場合⁽¹⁹⁾、美的鑑賞の対象となり得るような美的創造性⁽²⁰⁾、純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美術性⁽²¹⁾、美術工芸品と同視できるような美的な効果⁽²²⁾、美的鑑

賞の対象となる美的特性⁽²³⁾、純粋美術と等しく美術鑑賞の対象となりうる程度の審美性⁽²⁴⁾、客観的外形的に観察して見る者の審美的要素に働きかける創造性⁽²⁵⁾、高度の美的表現を目的とするもの⁽²⁶⁾などであり、揺らぎが見られる。また、実用性との分離に言及する裁判例もある。⁽²⁷⁾

このように、用語に差異はあるものの、従来の裁判例では、純粋美術と応用美術に区分けし、応用美術に該当する場合に著作物性を認めるためには、純粋美術の場合と比較して一定の高いハードルを課すという取り扱いがなされていた。

(6) 応用美術の認定

純粋美術か応用美術かをどのように認定するか。従来の基準によれば、純粋美術であれば通常の創造性判断を行う。他方、応用美術であれば純粋美術と同視できる高度の創造性などの高いハードルを課しており、著作権法で保護されることが難しくなるため、この区別は従来の基準を前提とすると重要な意味を持つ。

裁判例の傾向としては、応用美術の範囲をかなり広く捉えているといえるであろう。⁽²⁸⁾ただし、純粋美術か応用美術かが争点となった裁判例からは振り分けは必ずしもはっきりしない。たとえば、平面的な表現物であっても純粋美術であるとするもの⁽²⁹⁾と応用美術と認定し、純粋美術と同視できるとするものがある。⁽³⁰⁾

(7) 従来の基準の問題点

ア 2つの創造性概念による理論的一貫性の欠如

通常の創造性判断においては個性が表れていれば足りるのに対し、応用美術の場合にだけ厳しい創造性基準を求めるのは理論的に一貫しないという批判がある。⁽³¹⁾

これに対し、裁判例のいう美的創造性は通常の創造性判断とは異なる視点からのものであるとしてこの批判はあたらないと反論する学説もある。⁽³²⁾

しかし、表現物の外観を重視して検討するこれまでの裁判例からすれば、この批判は正当なように思える。⁽³³⁾創造性判断としては本判決のように緩やかに解することが理論的な体系を保ち、判断の予測可能性にも資することになると考える。

イ 応用美術の保護に高いハードルを課す正当化根拠の不明確性

意匠法との調整という理由から著作物性を厳しく判断する根拠に欠けるといふ趣旨の批判であり、本判決

でも指摘されている（下線部(viii)）。⁽³⁴⁾

たしかに、意匠法との調整は、意匠登録のインセンティブを保つべきという必要性（価値判断）の議論であって、許容性の議論ではない。したがって、この批判を回避するためには、別途の正当化根拠が必要であろう。

ウ 判断の予測可能性の低さ

本判決も判示するとおり「美的」という概念を用いる従来の基準は主観的な判断に流れやすく予測可能性が低い（下線部(v)）。

これまでの裁判例の認定において表現物の外観を要素として重視し過ぎていること、判断要素が明らかでないことが予測可能性を低くしている要因であろう。⁽³⁵⁾ チョコエッグフィギュア事件において、妖怪フィギュアは著作物であり、動物フィギュアは著作物でない、という結論を導くことを一般人に求められるだろうか。⁽³⁶⁾ 応用美術の著作物性については、刑事法の側面からも予測可能性を高める必要性が高い。⁽³⁷⁾

5. 本判決の基準の問題点

本判決の認定手法のように、類似製品と比較して形態に特徴があり、また、機能による制約により選択の余地なく必然的に導かれるものでなければ創作性が認められるとし、「美術の範囲」による絞りをかけないとすると、著作物性をみだす範囲はこれまでと比べ相当に広くなると思われる。これに伴い、以下の問題点が生じる。

(1) 意匠登録を行うインセンティブの減少

本判決は、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に当該意匠を実施した場合であっても権利侵害を追及できるため、著作権よりも強い保護を与えられていることを指摘し、意匠登録のインセンティブが失われることも考え難いと判示する（下線部(vii)）。⁽³⁸⁾

しかし、①著作権の保護には登録手続が不要という簡便さに加え、②保護期間の長さ（意匠権の保護期間は設定登録の日から15年であるのに対し、著作権による保護は著作物の創作時から著作者の死後50年を経過するまで、法人名義の著作物は公表後50年を経過するまで保護が存続する）、③意匠権と異なり、物品の類似性が要求されない著作権の権利範囲の広さを考えると（たとえば、トリップトラップの著作権によればミニチュアへの権利行使も可能と思われる。他

方、トリップトラップの意匠登録を行っても、物品が類似しないため、ミニチュアへの権利行使はできないであろう）、著作権法による保護のメリットは大きい。

したがって、意匠登録を行うインセンティブは失われるわけではないとしても、相当に低くなると思われる。⁽³⁹⁾

(2) 罪刑法定主義（明確性の原則）からの疑問

著作権法は著作権侵害罪を規定しており、著作権侵害は刑事罰の対象になる（119条1項）。著作物であることは著作権侵害罪の客観的構成要件のひとつである。⁽⁴⁰⁾ 著作物になる対象が広がるということは刑事罰の対象が広がることを意味する。⁽⁴¹⁾

しかし、罪刑法定主義から導かれる明確性の原則により、著作物性の解釈は明確であることが求められる。⁽⁴²⁾ 著作物の例示から大きく離れ、裁判所の解釈で処罰対象を画する著作物性をみだす範囲を広げるとは明確性の原則に反しないか疑問である。⁽⁴³⁾

(3) 著作権法による保護の必要性の欠如

本判決の立場からは、著作権法による保護の必要性の有無にかかわらず、著作権法の要件を具備する以上、保護されてよいという主張になるのだろう。⁽⁴⁴⁾

しかし、これまでの解釈を変更して著作権法による保護を拡大する必要性がそもそもあるのかやはり疑問である。⁽⁴⁵⁾ 意匠法による保護に加え、日本での商品販売時から3年間は不正競争防止法2条1項3号による保護、商品形態が周知性を獲得すれば同法2条1項1号（著名性を獲得すれば2条1項2号）による保護も可能である。⁽⁴⁶⁾ また、椅子のデザインについては立体商標としての保護もできる。⁽⁴⁷⁾ このような状況下で、著作権による保護を拡大する必要性はないと考える。

(4) 「美術の範囲」という文言の存在意義の没却

また、本判決は、著作権法と意匠法とは、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用されると解し得る合理的根拠も見出し難いと述べる（下線部(vi)）。本判決は「美術の著作物」に該当するかという問題設定をし（下線部(i)）、明示的に「美術の範囲」の解釈を示していないものの（下線部(x)）の判示の趣旨は不明である。）、視覚的表現は広く「美術の範囲」に該当すると解しているであろう。⁽⁴⁸⁾

しかし、「美術の範囲」は、まさに実用品を著作権法による保護から除外するためと解されている文言である。⁽⁴⁹⁾ そのため、「美術の範囲」という文言を緩やかに解釈するならば、そのように解し得る合理的根拠を提

示すべきである。

「美術の著作物」の解釈は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」の文言解釈であり、創作性の判断に収斂されるものではない。したがって、本判決の創作性判断は理解できるにしても、「美術の範囲」をどのように解釈するのかについても本判決は判示すべきであったと考える。⁽⁵⁰⁾

(5) 著作権の乱立（同種デザイン創作への影響）

本判決は著作物性が認められても保護範囲が狭いことから弊害が生じないと判示している（下線部(ix)）。⁽⁵¹⁾

しかし、本判決のように製品の一部の形態的特徴に創作性があると解する以上（下線部(iv)）、製品の一部であってもその形態的特徴を複製すれば著作権侵害が成立するのであり、やはり一定の機能を発揮しうる範囲内という制約のなかで行われる同種デザイン創作への影響は無視できない。⁽⁵²⁾

(6) 実用品の円滑利用の阻害

著作物の範囲が広がることによって、これまでに権利処理されていなかった実用品について新たに権利処理をしなければならなくなる。たとえば、実用品を写真撮影すれば複製権侵害が成立することになるので、著作権者の許諾を得る必要があるし、ゲーム内での実用品のイメージ使用も同様に著作権者の許諾が必要になる。⁽⁵³⁾

また、著作権が発生するということは同時に著作物人格権の問題も生じることになる。私的領域で実用品を修理することが同一性保持権侵害になるおそれもある。⁽⁵⁴⁾

6. 私見

従来の基準及び本判決の基準ともに問題があることを指摘した。それでは結局どのような基準で判断すればよいのか。以下、私見を述べたい。

(1) 区別説か非区別説か

とるべきアプローチとしては区別説が妥当と考える。前述のとおり、著作権法による保護を拡大する必要性について疑問である一方、特に刑事罰の観点から量産される実用品に著作権を発生させる弊害が大きいためである。また、文言解釈としても「美術の範囲」という文言によってこの解釈が支えられると解する。

(2) 新しい解釈論

ア 「美術の範囲」と創作性判断の分離

「美術の著作物」に該当するか否かの問題として「美術の範囲」と創作性判断を分けて検討しないと、表現物の外観を重視した認定につながり、主観的な判断に流れやすい。したがって、「美術の範囲」と創作性判断は分けて検討すべきである。⁽⁵⁵⁾ 「美術の範囲」に属することが著作権法の世界への入り口であり、その後は個性が現れているかという通常の創作性判断を行えば足りる。そして、創作性判断は表現物の外観について類似表現物との比較などから個性が現れているかを評価する。

イ 「美術の範囲」の解釈

「美術の範囲」の解釈の出発点は、著作物の例示規定であろう。著作権法10条1項4号は、「美術の範囲」に属する著作物、すなわち、「美術の著作物」の例として、「絵画、版画、彫刻」をあげ、同法2条2項が「美術の著作物」には「美術工芸品」を含むことを明らかにしている。著作物の例示規定の趣旨は、著作物としての効果を発生させても著作物に接する者の予測可能性を害しない社会的実態のある類型の表現物を例示することにより、どのような種類の表現物が著作物に該当しうるかの予測可能性を高めることにありと解される。⁽⁵⁶⁾ このような趣旨からすると、絵画、版画、彫刻、美術工芸品に該当しない表現物であっても、これらに準じて、著作物としての効果を発生させても著作物に接する者の予測可能性を害しない社会的実態があると認められる類型の表現物である場合には、「その他の美術の著作物」として「美術の範囲」に属するものと解することができる。

たとえば、裁判例により美術の著作物とされている書は、例示されている類型の表現物ではない。しかし、書は、絵画と同様に作者名とともに作品として展示される類型の表現物であり、絵画に準じる社会的実態があることは明らかだろう。⁽⁵⁷⁾ 他方、裁判例により「美術」に該当しないとされたテレホンカードの磁気テープには、このような社会的実態があるとは到底いえないだろう。⁽⁵⁸⁾

以上のとおり、私見としては、著作物の例示としてあげられる絵画、版画、彫刻、美術工芸品に準じて、著作物としての効果を発生させても著作物に接する者の予測可能性を害しない社会的実態があると認められる類型の表現物である場合には、「美術の範囲」に該当

するものと解する。⁽⁵⁹⁾

ウ 考慮要素

このような社会的実態があるか否かの評価に際しては、著作権法の適用によって発生する効果から考えて、主に次の要素を考慮すべきと考える。⁽⁶⁰⁾

① 表現物の展示

「美術の著作物」の著作権者には展示権(25条)が与えられている。つまり、著作権者は原作品により美術の著作物を公に展示する権利を専有する。権利制限規定として、原作品の所有者は、著作権者の許諾なしに原作品を公に展示できる(45条1項)。これらの規定からはやはり原作品が展示されることが想定される表現物だということが導ける。ここでは表現物が美しいかどうかではなく、形式的に展示されることが想定されるかを問題にすべきである。実際の展示態様、展示場所などから裁判所が認定することができる。

なお、表現物に物理的に実用性があるからといって「美術の範囲」に該当しないことにはならない。これは著作権法が実用性を有する「美術工芸品」や「建築の著作物」(10条1項5号)を認めていることから明らかといえよう。⁽⁶¹⁾実用性から表現に制約が生じる場合は創作性判断のなかで考慮すべきだろう。

② 作者と表現物との結びつきの強さ

著作物であるということは同時に著作人格権が発生する。具体的には、同一性保持権の下、著作物及びその題号は作者の意に反して改変は許されず(20条1項)、また、氏名表示権の下、作者は原作品に作者名が表示されるか否かの選択権を有することになる(19条1項)。

このような効果から考えると、題号がつけられ、作者名とともに表示される種類の表現物かも考慮されるべき重要な要素と考える。⁽⁶²⁾

③ 限定制作か否か

著作権法上、「原作品」と「複製物」を区別し、原作品について展示権を付与している。制作数が限定されている場合、原作品の存在を前提とする典型的な美術の著作物に近くなる。したがって、制作数が限定されていることは「美術の範囲」該当性を肯定する要素として評価してよいと考える。

実際には一品制作の場合には「美術の範囲」該当性が高まるだろう。しかし、一品制作でなく量産されていても全体が展示を想定しているのであれば「美術の範囲」該当性を否定する要素にはならないと思われる。

(3) 私見の利点と帰結

私見によれば、通常の創作性判断を行うため、著作権法の体系を維持できる。また、社会的実態の有無は裁判所の認定にもなじみ、主観的な判断に流れることを防止し、予測可能性を高めることにつながる。したがって、従来の基準の問題点を解消できる。

平面的な表現物については通常は使用形態を問わず著作物としての効果を生じさせても著作物に接する者の予測可能性を害しない社会的実態があると思われるため、帰結は従来の基準とさほど変わらないだろう。

立体的な表現物についても結論は従来の基準による判断と大きな差異は生じないと思われる。⁽⁶³⁾トリップトラップは「美術の範囲」に該当しないだろう。⁽⁶⁴⁾

(4) 予想される私見への批判

ア 本判決の基準を支持する立場からは、著作物の例示規定はあくまで例示に過ぎず、「美術の著作物」を例示として掲げられる種類の表現物に準じるものに限定して解する必然性はないという批判が予想される。しかし、罪刑法定主義から導かれる明確性の原則を考慮すれば、例示規定にあげられる表現物の類型を全く考慮せずおよそ視覚的表現であれば「美術の範囲」に該当するという解釈は国民を不意打ちで処罰することになり、不合理ではないだろうか。やはり例示規定には明確性の原則を担保する趣旨を読み込むべきと考える。

イ 当初「美術の範囲」に該当していた表現物が、後に量産され、専ら実用品として扱われるようになった場合、それまで発生していた著作権が消滅するのは理論的一貫性に欠けるとの批判が予想される。⁽⁶⁵⁾たしかに、一度発生した著作権が事後の事情により消滅するとの解釈は妥当ではないだろう。しかし、この問題は信義則違反(民法1条2項)で封じることができる。すなわち、表現物を作品として展示して著作権を生じさせたにもかかわらず、その後専ら実用品として同様の表現物を販売する行為は自らの先行行為と矛盾する行為であり、信義則違反を構成するため、権利行使は許されないとの解釈である。⁽⁶⁶⁾

7. おわりに

本判決を契機として応用美術に関する議論の活発化が見込まれる。現在、トリップトラップに座っている子どもたちがこの椅子から卒業する頃には、解釈によるか立法によるかを問わず、著作権法の難問とされる

この問題に据わりのよい決着が着いていることを願いたい。

注

- (1) 本判決の評釈として、横山久芳「実用品自体からなる応用美術について著作物性が認められた事例〔TRIPP TRAPP 事件控訴審〕」IP マネジメントレビュー 19号(2015)26頁、田村善之「応用美術の著作物性が肯定された事例～TRIPP TRAPP 事件～(上)(下)」ビジネス法務 15巻10号(2015)43頁、同15巻11号(2015)96頁、小林利明「応用美術(椅子)の著作物性」ジュリスト 1484号(2015)8頁、中川隆太郎「問い直される実用品デザインの保護のルール—TRIPP TRAPP 事件知財高裁判決のインパクト—」コピライト 653号(2015)30頁、中田裕人「『応用美術』は著作物と認められるか？知的財産高等裁判所平成27年4月14日判決を受けて」ビジネスロー・ジャーナル 90号(2015)56頁などがある。
- (2) 原告は、不正競争防止法及び一般不法行為に基づく請求もしているものの、本稿の目的から著作物性の論点に絞って検討する。なお、別件でトリップトラップの著作物性が争点になった事件としてアプリカ・チルドレンプロダクツ株式会社を被告とした東京地判平成22年11月18日(平成21(ワ)1193)最高裁HP〔トリップトラップI〕がある(トリップトラップの著作物性を否定)。
- (3) 東京地判平成26年4月17日(平成25(ワ)8040)最高裁HP〔トリップトラップII第一審〕。
- (4) 田村・前掲注(1)「応用美術の著作物性が肯定された事例～TRIPP TRAPP 事件～(下)」101頁参照。
- (5) 立体的な表現物について著作権による保護を否定したものとして、椅子のデザインについて前掲注(3)・東京地判平成26年4月17日〔トリップトラップII第一審〕、前掲注(2)・東京地判平成22年11月18日〔トリップトラップI〕、最一小判平成3年3月28日DESIGNPROTECT No.21, 5巻5号39頁〔ニーチェアー事件〕、東京地判平成24年11月29日(平成23(ワ)6621)最高裁HP〔カスタマイズドール用ボディ素体事件〕、知財高判平成24年3月22日(平成23(ネ)10062)最高裁HP〔鍋持ち手デザイン事件〕。著作権による保護を肯定したものとして、妖怪フィギュアについて大阪高判平成17年7月28日判タ1205号254頁〔チョコエッグフィギュア事件控訴審〕、神戸地姫路支判昭和54年7月9日〔仏壇彫刻事件〕、長崎地佐世保支判昭和48年2月7日無体裁集5巻1号18頁〔博多人形赤とんぼ事件〕。
- (6) なお、量産される実用品のデザインを著作権法で保護できるかという問題設定がされることもある。もっとも、「実用品」についても著作権法上の定義は存在しない。
- (7) 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕〕(著作権情報センター, 2013)124頁。
- (8) 中山信弘『著作権法〔第2版〕〕(有斐閣, 2014)81頁、茶園成樹『著作権法〕(有斐閣, 2014)24頁。
- (9) 東京地判昭和56年4月20日判時1007号91頁〔アメリカTシャツ事件〕。中山・前掲注(8)165頁。
- (10) 前掲注(5)・東京地判平成24年11月29日〔カスタマイズドール用ボディ素体事件〕、前掲注(3)・東京地判平成26年4月17日〔トリップトラップII第一審〕、前掲注(2)・東京地判平成22年11月18日〔トリップトラップI〕、東京地判平成20年7月4日(平成19(ワ)19275)最高裁HP〔プチホルダー事件〕、東京地判平成15年7月11日(平成14(ワ)12640)最高裁HP〔便箋事件〕。
- (11) 知財高判平成24年2月22日判時2149号119頁〔スペースチューブ事件控訴審〕。
- (12) 加戸・前掲注(7)68頁。
- (13) 加戸・前掲注(7)68-69頁。
- (14) 知財高判平成26年8月28日判時2238号91頁〔ファッションショー事件〕は、著作権法2条2項は単なる例示規定であり、一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しないのであるから、…量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護されると解すべきと明確に判示している。
- (15) 上野達弘「応用美術の著作権保護—『段階理論』を越えて—」パテント67巻(2014)4号(別冊11号)109頁、中平健「著作権と工業デザイン等」著作権研究30号(2003)27頁。
- (16) 上野・前掲注(15)115頁、斉藤博『著作権法概論〕(勁草書房, 2014)43頁。
- (17) なお、本判決後に応用美術の著作物性が争点となった大阪地判平成27年9月24日(平成25(ワ)1074)最高裁HP〔ピクトグラム事件〕は、従来の基準を用いて判断を行っている。
- (18) 横山久芳「著作権法における応用美術の保護のあり方」小泉直樹=田村善之編『はばたき—21世紀の知的財産法〕(弘文堂, 2015)586頁、中山・前掲注(8)171頁。
- (19) 東京地判平成20年12月26日判タ1293号254頁〔黒烏龍茶事件〕、前掲注(10)・東京地判平成20年7月4日〔プチホルダー事件〕。
- (20) 前掲注(3)・東京地判平成26年4月17日〔トリップトラップII第一審〕、前掲注(5)・大阪高判平成17年7月28日〔チョコエッグフィギュア事件控訴審〕、前掲注(10)・東京地判平成15年7月11日〔便箋事件〕。
- (21) 前掲注(2)・東京地判平成22年11月18日〔トリップトラップI〕。
- (22) 前掲注(5)・知財高判平成24年3月22日〔鍋持ち手デザイン事件〕。
- (23) 前掲注(14)・知財高判平成26年8月28日〔ファッションショー事件〕、前掲注(11)・知財高判平成24年2月22日〔スペースチューブ事件控訴審〕。
- (24) 仙台高判平成14年7月9日判時1813号150頁〔ファービー事件〕。
- (25) 知財高判平成26年1月22日(平成25(ネ)10066)最高裁HP〔案内用看板事件〕。
- (26) 前掲注(5)・神戸地姫路支判昭和54年7月9日〔仏壇彫刻事件〕。
- (27) 前掲注(14)・知財高判平成26年8月28日〔ファッションショー事件〕(実用目的に必要な構成と分離して)、前掲注

- (3)・東京地判平成 26 年 4 月 17 日〔トリップトラップⅡ第一審〕(実用的な機能を離れて見た場合に)。
- (28) 三山峻司「応用美術の著作物の保護」牧野利秋ほか編『知的財産訴訟実務体系Ⅲ—著作権法, その他, 全体問題』(青林書院, 2014) 57 頁。
- (29) 東京地判平成 22 年 7 月 8 日(平成 21(ワ)23051) 最高裁 HP〔書籍表紙事件〕。
- (30) 前掲注(17)・大阪地判平成 27 年 9 月 24 日〔ピクトグラム事件〕, 前掲注(10)・東京地判平成 15 年 7 月 11 日〔便箋事件〕, 前掲注(9)・東京地判昭和 56 年 4 月 20 日〔アメリカ T シャツ事件〕。他方, 平面的な表現物について応用美術と認定し, 純粋美術と同視できないと判断した裁判例として, 前掲注(25)・知財高判平成 26 年 1 月 22 日〔案内用看板事件〕, 前掲注(19)・東京地判平成 20 年 12 月 26 日〔黒烏龍茶事件〕, 東京地判平成 16 年 12 月 15 日判タ 1213 号 300 頁〔撃鐘頭事件〕がある。応用美術か否かについて判断が分かれた裁判例として, 前掲注(11)・知財高判平成 24 年 2 月 22 日〔スペースチューブ事件控訴審〕(体験型装置について応用美術と認定)とその原審である東京地判平成 23 年 8 月 19 日(平成 22(ワ)5114) 最高裁 HP〔スペースチューブ事件第一審〕(体験型装置を純粋美術と考えていると思われる)。
- (31) 市村直也「デザインと著作権」NBL1020 号(2014) 20-21 頁, 半田正夫「ファービー人形について著作権の成立を認めなかった事例」知財管理 52 巻 12 号(2002) 1865 頁。
- (32) 横山・前掲注(18) 569-570 頁は, 「幼稚園児の描いた絵が一般人に美的鑑賞の対象(「見て楽しむもの」として認識されるのと同じ意味において, 応用美術が一般人に美的鑑賞の対象(「見て楽しむもの」として認識されるかどうかを問題としているにすぎない」とする。中山・前掲注(8) 170 頁。
- (33) 横山・前掲注(18) 571 頁も, 従来の裁判例について, 「純粋美術と同様の意味で一般人の美的鑑賞の対象となり得る程度に他の同種デザインと区別可能な特徴を有するかどうかを問題としているにすぎないと解することができる」としていることから, 表現物の外観を主な要素として考慮することに変わりはないと思われる。
- (34) 上野・前掲注(15) 115 頁。
- (35) 前掲注(5)・知財高判平成 24 年 3 月 22 日〔鍋持ち手デザイン事件〕は, 「製品の目的, 性質等の諸要素を総合して, 美術工芸品と同視できるように美的な効果を有する限りにおいて, 著作権法の保護の対象となる美術の著作物となると解すべきである」と判示しており, 判断要素を明確化しようとする問題意識が伺われる。
- (36) 前掲注(5)・大阪高判平成 17 年 7 月 28 日〔チョコエッグフィギュア事件控訴審〕。
- (37) 前掲注(5)・大阪高判平成 17 年 7 月 28 日〔チョコエッグフィギュア事件控訴審〕。実際に刑事事件において応用美術の著作物性が争点となり無罪判決が下された事例として前掲注(24)・仙台高判平成 14 年 7 月 9 日〔ファービー事件〕がある。
- (38) 上野・前掲注(15) 112 頁も意匠権はいわゆる絶対的独占権であり, 依拠性がなくても権利侵害になることを指摘する。
- (39) 応用美術全般に著作権法による保護を及ぼすことにより意匠法の存在意義が失われかねないと指摘する裁判例として, 前掲注(5)・大阪高判平成 17 年 7 月 28 日〔チョコエッグフィギュア事件控訴審〕。
- (40) 桑野雄一郎「著作権侵害の罪の客観的構成要件」島大法学 54 巻 1・2 号(2010) 138 頁。
- (41) なお, 著作物性について民事と刑事で一元的解釈がされるべきである(知財高判平成 19 年 3 月 29 日判時 1990 号 122 頁〔シェーン DVD 事件〕, 大阪地判平成 6 年 4 月 12 日判時 1496 号 38 頁〔魅留来刑事事件〕)。
- (42) 罪刑法定主義とは, 国民の行為を犯罪として処罰するためには, いかなる行為が犯罪とされ, いかなる刑罰が科されるかが, あらかじめ国民の代表者である議会の制定した法律において明確に定められていなければならないとする考え方をいう。罪刑法定主義の具体的内容として, 刑罰法規は, その内容が明確なものでなければならないという明確性の原則が導かれる。最高裁は, 「ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法 31 条に違反するものと認めるべきかどうかは, 通常の判断能力を有する一般人の理解において, 具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによってこれを決定すべきである」と判示している(最大判昭和 50 年 9 月 10 日刑集 29 巻 8 号 489 頁〔徳島市公安条例事件〕)。以上について, 西田典之ほか編『注釈刑法第 1 巻総論』(有斐閣, 2010) 9 頁以下〔西田典之〕参照。
- (43) 岡邦俊「著作権法違反罪の構造」紋谷暢男教授古稀記念論文集刊行会『紋谷暢男教授古稀記念 知的財産権法と競争法の現代的展開』(発明協会, 2006) 1056 頁参照。
- (44) 鈴木香織「TRIPP TRAPP 事件」著作権研究 39 号(2014) 276 頁。
- (45) 五味飛鳥「応用美術の法的保護について—主として意匠法との交錯に関して」渋谷達紀ほか編『知財年報 2009』別冊 NBL130 号(商事法務, 2009) 259 頁参照, 田村善之『著作権法〔第 2 版〕』(有斐閣, 2001) 36 頁参照。
- (46) 前掲注(2)・東京地判平成 22 年 11 月 18 日〔トリップトラップ I〕は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号による保護を認めている。田村・前掲注(1)「応用美術の著作物性が肯定された事例～TRIPP TRAPP 事件～(下)」101 頁は, 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の規律の意義の大半が失われるおそれがあるとする。
- (47) 知財高判平成 23 年 6 月 29 日判タ 1355 号 106 頁〔Y チェア立体商標事件〕。
- (48) 上野・前掲注(15) 115 頁参照。
- (49) 加戸・前掲注(7) 24-25 頁, 中山・前掲注(8) 81 頁。
- (50) 横山・前掲注(1) 31 頁も本判決が「美術の範囲」に属するか否かを積極的に検討した形跡が全くないことを指摘する。上野・前掲注(15) 115 頁も, 「…応用美術の著作物性を認めるために通常より高度な創作性は必要ないと考えるとしても, 応用美術が『美術』と言えるかという点はさらに詰める必要がある」と述べる。
- (51) 著作物性を緩やかに認めた上で, 保護範囲を限定する解釈

- の方向性を示唆する文献として、上野・前掲注(15)113頁、市村・前掲注(31)21-22頁、鈴木・前掲注(44)277頁。
- (52)横山・前掲注(1)33頁は、「応用美術といっても表現様様は多様であり、創作性の低いものも高いものも存在するのであるから、応用美術であるからといって、常に著作権の保護範囲を限定的に解釈することはできない」とする。
- (53)上野・前掲注(15)113-114頁は、「創作性の低い三次元のデザインの場合、その立体的な形状全体が当該著作物の創作的表現と考えられるため、これを立体的に再現する行為のみがデッドコピーに当たり、写真撮影はデッドコピーに当たらないと解することも可能のように思われる」とする。しかし、このような解釈が可能かはさらに議論が必要であろう。
- (54)この点に関しては、私的領域での改変については同一性保持権侵害を否定する解釈をとったり、著作権法20条2項4号の「著作物の性質」として実用性のある著作物であることを考慮して同一性保持権侵害を否定したりといった手法を検討することになるだろうか。岡邦俊「量産される複製物商品と同一性保持権」森泉章編『著作権法と民法の現代的課題—半田正夫先生古稀記念論集』(法学書院, 2003)127頁、上野・前掲注(15)113頁。
- (55)五味・前掲注(45)271頁もこのアプローチを提案する。
- (56)加戸・前掲注(7)120頁は、例示規定について「この法律において保護の対象となるべき著作物をその表現形態別に分類して例示し、できる限りその範囲を明確にしようとした規定でございまして、第2条第1項第1号の具体的解釈基準ともなるべき性格のもの」と解説している。また、中山・前掲注(8)84頁は、立法時に想定されていたものはほぼ網羅されているはずであり、これ以外の著作物が認められることは事実上少ない、と述べる。
- (57)東京高判平成14年2月18日判時1786号136頁〔雪月花事件控訴審〕。
- (58)東京地判平成12年3月31日判タ1029号271頁〔テレホンカード磁気テープ事件〕。
- (59)渡邊修「キャラクター(文学的キャラクター)の侵害」齊藤博=牧野利秋編『裁判実務大系 第27巻 知的財産関係訴訟法』(青林書院, 1997)152頁は、本の題号について、情報の自由な流通を確保するという観点からは本の題号に著作物性を認めるのは実際上不都合であり、創作性の要件を満たさず場合であっても、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属さないと解して、その著作物性を否定すべきと論じ、文芸の著作物又は少なくともそれに準じるものでなければならないが、本の題号自体は文芸の著作物又はそれに準じるものとはいえないとする。ここでいう「文芸の著作物又はそれに準じるもの」についての詳細は論じられていないものの、本の題号のみによっては、言語の著作物の例示としてあげられる「小説、脚本、論文、講演」に準じる社会的実態がないと考えれば私見と共通性があるように思える。
- (60)中山・前掲注(8)23頁、82頁は、著作権法の文化概念について、著作権法の構造から演繹的に探り出すアプローチが有益であると述べている。
- (61)実用性は必ずしも作品として展示されることと矛盾しないと思われる。たとえば、イサム・ノグチの「ブラック・スライド・マントラ」は、滑り台として使用される実用性を有する一方で公衆に展示される美術作品でもあるといえるだろう。作花文雄「著作権制度における美的創作物(応用美術)の保護—法目的制度間調整に基づく著作物相応性の視点による対象範囲の画定規準—」コピーライト2006年8月号47頁も、「鑑賞目的と実用目的は二律背反するものではなく、また、当初より鑑賞目的及び実用目的の両者の目的のために創作される美的創作物もあり得る」ことを指摘している。
- (62)署名性を純粹美術の主たる属性であることを指摘する論文として、五味・前掲注(45)270頁。また、富岡英次「応用美術、商品化権、キャラクター」西田美昭ほか編『民事弁護と裁判実務⑧ 知的財産権』(ぎょうせい, 1998)613頁も、「図案、ひな型作成者名の表示が商品自体又は販売の際に示されていること」もひとつの要素として考慮すべきとしている。
- (63)なお、前掲注(5)・大阪高判平成17年7月28日〔チョコエッグフィギュア事件控訴審〕については、私見によれば「美術の範囲」に該当するか否かは妖怪フィギュアも動物フィギュアも同様の結論になると考える。
- (64)横山・前掲注(1)34頁も結論は同様である。なお、同じ椅子でも、吉岡徳仁「雨に消える椅子」のようにパブリックアートプロジェクトとして設置されているものは彫刻に準じる社会的実態があるため、「美術の範囲」に該当すると解する。
- (65)小島立「現代アートと法—知的財産法及び文化政策の観点から—」知的財産法政策学研究36号(2011)32頁は、経時的要素が著作物性の認定に及ぼす影響を与えるかの検討を求められる局面は、理論的に否定できないことを指摘する。
- (66)米国著作権法の Copyright Estoppel の考え方から示唆を受けている。これは、自らの作品を事実に基づく作品として提示したにもかかわらず、後の侵害訴訟で当該作品の一部がフィクションであり、著作権による保護対象であると立証することが禁反言(Estoppel)により禁じられるとの理論である。Melville B. Nimmer & David Nimmer, 1 Nimmer on Copyright § 2.11 [C].

(原稿受領 2016. 1. 8)